

## 更生施設について

### ●更生施設の目的

更生施設は、生活保護法第38条第3項に基づく保護施設で、「身体上又は精神上的の理由により養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて生活扶助を行う」ことを目的としています。施設では、居室・食事等の提供・生活用品貸与をはじめ、生活に必要なものを現物で提供し、さらに、自立した地域生活を営めるように生活指導・健康指導等の支援を行います。

### ●対象となる方

社会福祉法第14条に定める福祉に関する事務所の長（福祉事務所長）が、施設の利用を認めた者。

### ●居室

個室あるいは2～4人で利用する部屋があります。

### ●施設一覧（令和7年4月1日現在）

施設名	利用対象者	利用定員	指定管理者
しのばず荘	単身男性	100	(社福)特別区社会福祉事業団
浜川荘	単身男性	120	(社福)有隣協会
けやき荘	単身女性	30	(社福)特別区社会福祉事業団
本木荘	単身男性	50	(社福)特別区社会福祉事業団
千駄ヶ谷荘	単身男性	60	(社福)特別区社会福祉事業団
東が丘荘	単身女性	50	(社福)東京援護協会
新塩崎荘	単身男性	100	(社福)特別区社会福祉事業団
塩崎荘(※)	単身男性	100	(社福)特別区社会福祉事業団

※ 塩崎荘は民設民営方式による施設。利用については一部特別区人事・厚生事務組合による入所調整を行います。